

○新潟市石油の里公園条例

平成 16 年 12 月 24 日条例第 83 号

新潟市石油の里公園条例

(設置)

第1条 この条例は、新津地区の特色ある歴史的文化的所産並びに金津丘陵に代表される里山環境及び石油産業文化遺産の保全と活用を通じた交流の場を提供し、もって地域の活性化を促すため新潟市石油の里公園(以下「石油の里公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 石油の里公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新潟市石油の里公園	新潟市秋葉区金津 1193 番地

(施設)

第3条 石油の里公園の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 石油の世界館
- (2) 里山ビジターセンター
- (3) 古代館
- (4) 石油文化遺産施設
- (5) ふれあいと交流の森

(施設の供用日及び供用時間)

第4条 前条第1号から第4号までに掲げる施設の供用日及び供用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

供用日	供用時間
1月4日から12月27日まで(水曜日(5月及び11月の水曜日を除く。)(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)を除く。)	午前9時から午後5時まで

(事業)

第5条 第3条に掲げる施設で行う事業は、別表のとおりとする。

(行為の制限)

第6条 石油の里公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は汚損すること。

- (2) 樹木その他の植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 他人に迷惑を与える行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が石油の里公園の管理上支障があると認める行為
(損害賠償)

第7条 石油の里公園の施設、設備、資料、物品等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
(指定管理者による管理)

第8条 市長は、石油の里公園の設置の目的を効果的に達成するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に第3条に掲げる施設のうち、石油の世界館、里山ビジターセンター及び古代館(以下「世界館等」という。)の管理を行わせる。
(指定管理者の指定の手続)

第9条 世界館等の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、世界館等の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 世界館等の平等利用が確保されること。
- (2) 世界館等の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
(指定管理者の業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 世界館等の利用の許可に関する業務
- (2) 世界館等の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 第5条に規定する事業の実施に関する業務
- (4) その他世界館等の管理上、市長が必要と認める業務
(秘密を守る義務)

第11条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則(平成17年条例第68号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市石油の里公園条例の規定により最初に指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第9条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第7条の規定により管理に関する事務を受託している者(以下「受託者」という。)から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者が石油の里公園の設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。

(準備行為)

- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第88号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

新潟市石油の里公園の施設で行う事業

施設名	事業内容
石油の世界館	(1) 石油に関する資料の収集, 保存及び展示に関すること。 (2) 石油文化の普及及び啓発に関すること。 (3) 本市における歴史的文化的所産の調査研究, 収集, 保存及び展示に関すること。 (4) その他必要な事業
里山ビジターセンター	(1) 里山に関する情報の収集及び提供に関すること。 (2) 里山の保全活動の支援に関すること。 (3) 本市の地域資源等を使った観光振興に関すること。 (4) 物産の振興及び宣伝に関すること。 (5) 観光に関する情報の収集, 提供及び宣伝に関すること。 (6) その他必要な事業
古代館	(1) 石油及び里山に関する資料の展示に関すること。 (2) その他必要な事業
石油文化遺産施設	(1) 産業文化遺産としての石油の採掘及び精製施設の収集, 保存及び展示に関すること。 (2) その他必要な事業
ふれあいと交流の森	(1) 里山文化の体験学習に関すること。 (2) 里山文化を通じた緑化意職の普及及び啓発に関すること。 (3) その他必要な事業